

水道の現状と 水道法の見直しについて

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課



1

水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から**既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代**に変化。しかし、以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- ・ 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（H27年度13.6%）。
- ・ すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- ・ 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進んでいない（年1%の上昇率）。
- ・ 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- ・ 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- ・ 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- ・ 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- ・ 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

2

水道事業の維持・向上に関する専門委員会

水道事業を取り巻く課題を踏まえ、広域連携の推進、水道施設の適切な維持管理・更新の促進等の水道事業の基盤強化及び指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策に係る専門的事項について、厚生科学審議会生活環境水道部会に設置された「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において議論を進め、報告書を取りまとめ。

構成員

浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
浦上 拓也	近畿大学経営学部教授
岡部 洋	一般社団法人日本水道工業団体連合会上級アドバイザー
小幡 純子	上智大学法科大学院教授
◎滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
湯谷 仁康	北海道環境生活部環境局長
永井 雅師	全日本水道労働組合中央執行委員長
平井 和友	神奈川県政策局政策部長
藤野 珠枝	主婦連合会副会長
望月 美穂	株式会社日本経済研究所社会インフラ本部部長
山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授
吉田 永	公益社団法人日本水道協会理事長
渡部 厚志	松江市上下水道局長
渡辺 皓	全国管工事業協同組合連合会副会長

(50音順・敬称略。◎は委員長)

検討経過

- 平成28年3月22日の第1回以降、11月までに9回開催。
- 平成28年11月22日の第9回専門委員会において報告書を取りまとめ。

3

改正の趣旨

水道法の一部を改正する法律案の概要

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。)

4

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

現状・課題

- 水道の普及率は97.9%(平成27年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1381の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が950と多数存在(平成27年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正案

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等の間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

5

2. 適切な資産管理の推進(第22条の2、第22条の3、第22条の4)

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新(耐震化を含む。)が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正案

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。(第22条の2)
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。(第22条の3)
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。(第22条の4)

6

3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
 - 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
 - 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
- ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

7

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9 : 2万5千者 → H27 : 23万1千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者 : 少なくとも約5千6百者
 - ・ 違反工事件数 : 1,718件 (H27)
 - ・ 苦情件数 : 4,077件 (H27)

※指定給水装置工事事業者制度:

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

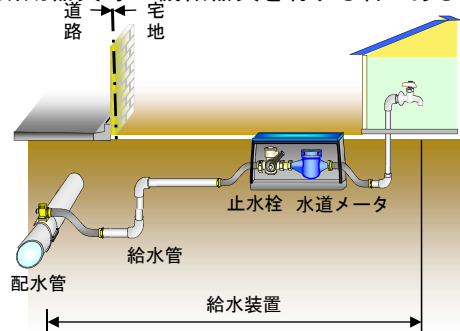
改正案

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考)指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等

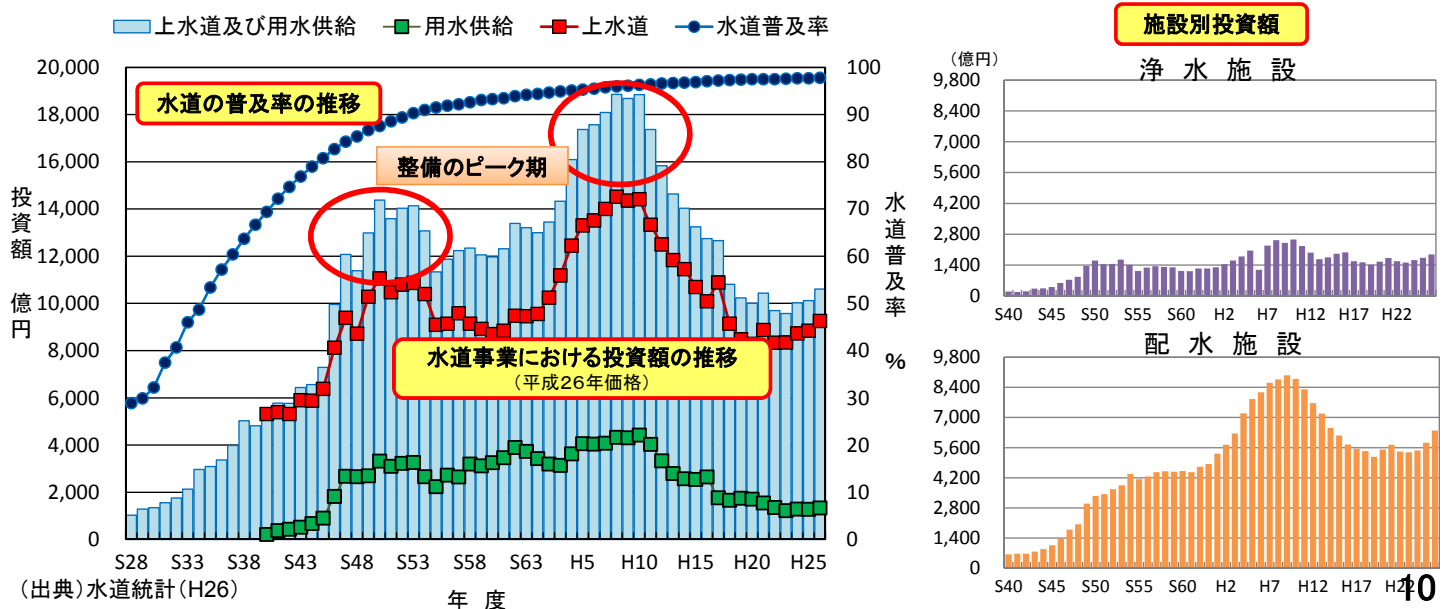


8

(参考資料)

水道の普及率と投資額の推移

- 水道の普及率は、高度成長期に急激に上昇しており、その時代に投資した水道の資産(特に整備のピーク期)の更新時期が到来している。
- 投資額の約6割は送配水施設(主に管路)が占めている。整備のピークは2回とも、浄水施設+送配水施設と考えられるが、特に2回目は配水施設への投資額が格段に大きい。



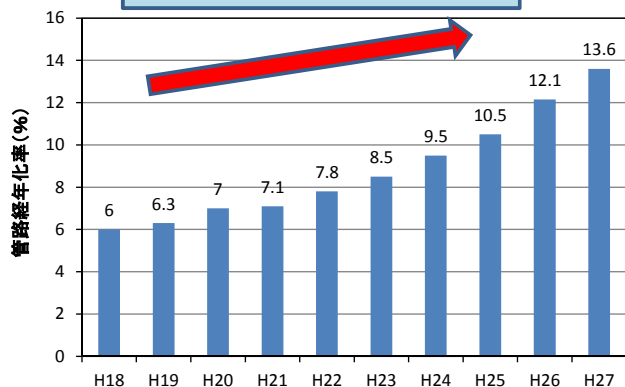
管路の老朽化の現状と課題

水道管路は、法定耐用年数が40年であり、高度経済成長期に整備された施設の更新が進まないため、**管路の経年化率（老朽化）は、ますます上昇すると見込まれる。**

管路経年化率(%)

法定耐用年数を超えた管路延長
管路総延長 × 100

〇年々、経年化率が上昇。
→ **老朽化が進行**

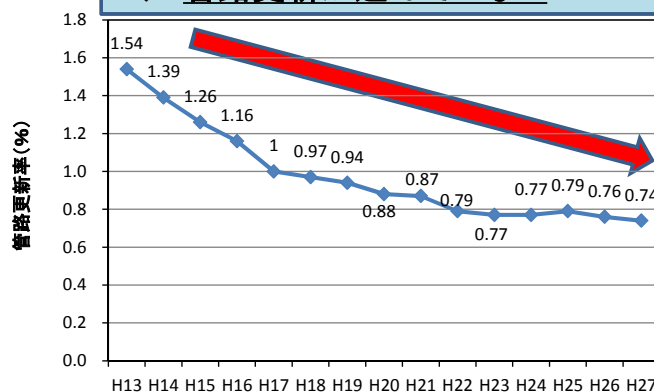


H27年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	15.2%	10.3%	13.6%
管路更新率	0.80%	0.60%	0.74%

管路更新率(%)

更新された管路延長
管路総延長 × 100

〇年々、更新率が低下し、近年は横ばい。
→ **管路更新が進んでいない**



〇H27年度の管路更新率0.74%から単純に計算すると、
全ての管路を更新するのに130年以上も要することとなる。

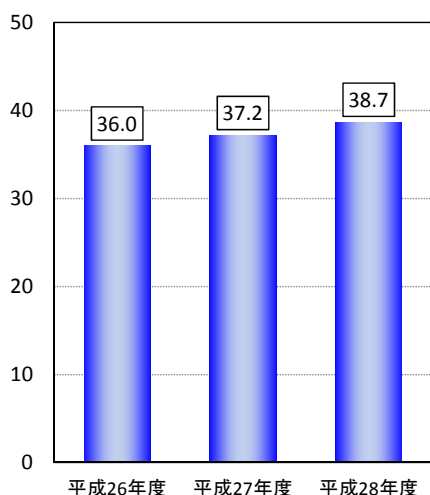
11

水道施設における耐震化の状況（平成28年度末）

基幹管路

- 平成27年度から1.5ポイント上昇しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況。
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある。

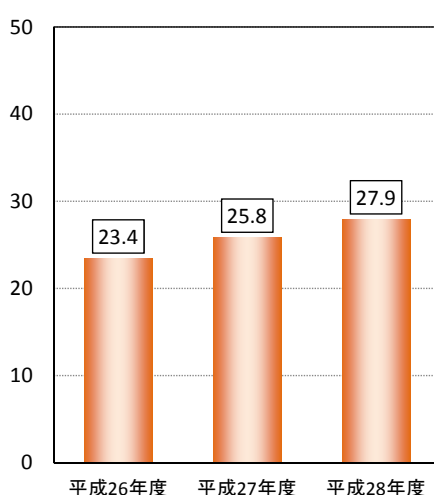
耐震適合率(%)



浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況。

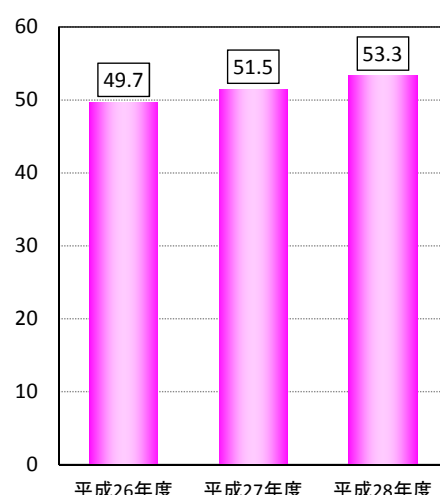
耐震化率(%)



配水池

- 単独での改修が比較的しやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる。

耐震化率(%)



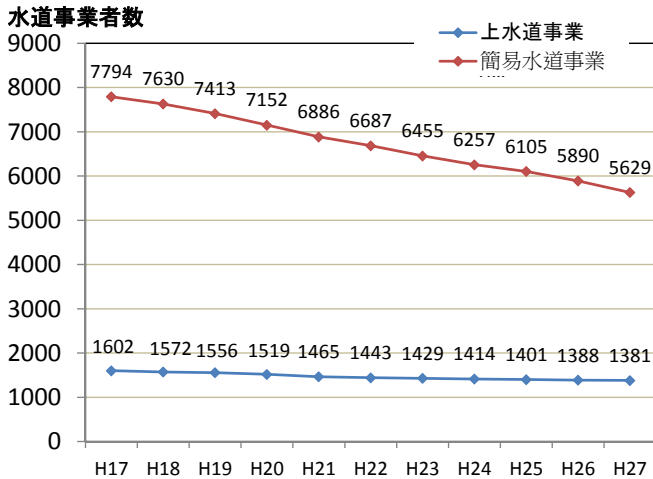
(出典)厚生労働省水道課調べ

12

水道事業者の状況(数の推移、給水人口)

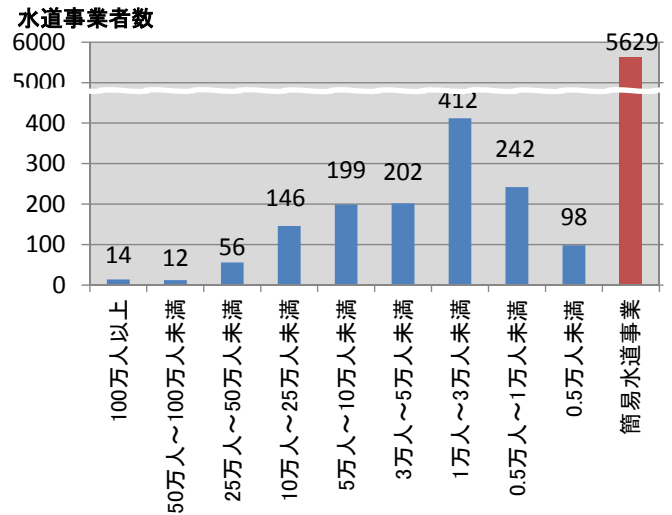
水道事業数は減少しているが、現在も全国に7,000以上存在(H27年度末:上水道1,381、簡易水道5,629)。小規模な水道事業者が多い。

水道事業者数の推移



上水道: 計画給水人口が5,001人以上の水道
簡易水道: 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道

給水人口別の水道事業者数(H27年度)



出典: 平成27年度水道統計(日本水道協会)
平成27年度簡易水道統計(全国簡易水道協議会)

13

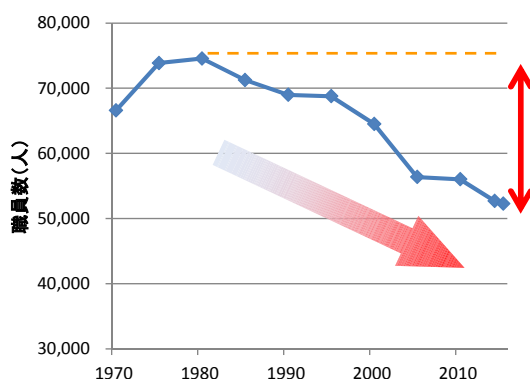
水道事業の職員数

- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて3割程度減少しており、特に小規模事業では職員数が著しく少ない。
- 今後は、経営基盤、技術基盤の強化のため、近隣水道事業との広域化や官民との連携などにより水道事業を支える体制を構築する必要がある。

水道事業における職員数の推移

職員数の減少

水道事業の職員数は約30年前に比べて約3割減少



水道事業における職員数の規模別分布

小規模事業の職員が少ない

給水人口1万人未満の小規模事業は、平均1～3人の職員で水道事業を運営している

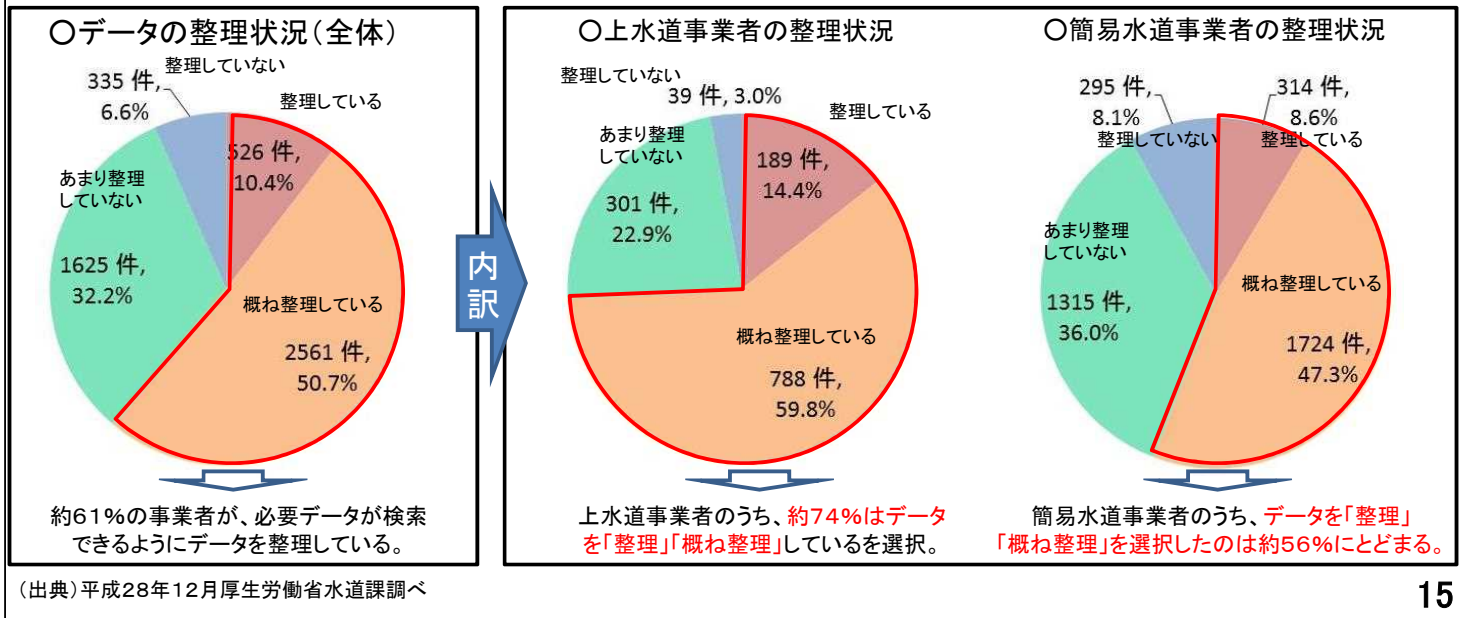
給水人口	事業ごとの平均職員数						(参考) 事業数
	事務職	技術職	技能職 その他	合計			
					最多	最少	
100万人以上	335	486	125	946	3,758	347	15
50万人～100万人未満	74	110	15	199	380	109	14
25万人～50万人未満	35	65	9	109	204	34	59
10万人～25万人未満	16	22	2	40	168	12	161
5万人～10万人未満	9	10	1	20	76	4	223
3万人～5万人未満	6	4	0	10	33	3	229
2万人～3万人未満	4	3	0	7	21	2	156
1万人～2万人未満	3	2	0	5	21	1	288
5千人～1万人未満	2	1	0	3	20	1	230
5千人未満	1	0	0	1	2	1	6

※職員数は、人口規模の範囲にある事業の平均 (簡易水道事業除く)
※最多、最少は人口規模の範囲にある事業の最多、最少の職員数
出典: 水道統計(H27)

14

水道事業者の水道施設データの整理状況

- 水道施設のデータを整理している(台帳整備がされている)水道事業者は全体の約61%。
- 台帳のデータが不足している場合の主たる理由は、「全てのデータが保管してあるか不明」「市町村合併や事業統合で過去のデータが揃わない」などである。



15

水道施設の点検の実態

- 日常点検の実施率は、管路が約40%、コンクリート構造物が約61%、機械・電気・計装設備が約88%。
- 定期点検の実施率は、管路が約26%、コンクリート構造物が約9%、機械・電気・計装設備が約72%。

	日常点検	定期点検
管路	【実施事例】 ○ルート上の目視による漏水調査 ○弁類等の開閉確認 ○水管橋・道路橋添架管の目視調査	【実施事例】 ○漏水・音聴調査 ○大口径仕切弁・空気弁の清掃点検 ○定期洗管
コンクリート構造物	【実施事例】 ○巡視時の目視点検	【実施事例】 ○目視点検とテストハンマやクラックスケールを併用した検査 ○潜水業者による点検 ○配水池から水を抜き内部点検 ○配筋探査、圧縮強度試験及び中性化試験
機械電気計装設備	【実施事例】 ○減圧弁、流量計などの目視点検 ○異音、振動、臭い、熱などの点検 ○テレメータによる遠隔常時監視	【実施事例】 ○ポンプ設備、電気設備、次亜注入設備等の保守点検 ○絶縁抵抗、保護継電器特性試験、水質計器点検 ○ポンプのグリスアップ

(出典)平成28年12月厚生労働省水道課調べ

16

アセットマネジメントの実施状況

- 厚生労働省は、平成21年7月に「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」を作成。
- アセットマネジメントの実践を支援するため、必要データを入力することにより更新需要や財政収支の見通しを試算できる「簡易支援ツール」を作成し、平成25年6月に公表。
- 全ての都道府県で「簡易支援ツール」に関する講習会等を実施し、水道事業者のアセットマネジメントへの取組を推進。
- アセットマネジメントの実施率は、平成24年度の約3割から平成28年度の約7割と増加。

アセットマネジメント(更新需要と財政収支の見通し試算)の実施状況

計画給水人口		5万人未満	5万人～10万人	10万人～25万人	25万人～50万人	50万人以上	用水供給	合計
H24	割合	12.5%	46.4%	66.2%	72.1%	84.0%	67.0%	29.4%
H25	割合	36.3%	69.4%	87.5%	93.0%	100.0%	75.0%	51.6%
H26	割合	45.1%	77.0%	91.3%	93.1%	100.0%	78.5%	59.9%
H27	調査事業者数	906	208	155	55	29	87	1,440
	実施事業者数	494	174	146	52	29	75	970
	割合	54.5%	83.7%	94.2%	94.5%	100.0%	86.2%	67.4%
H28	調査事業者数	881	218	164	59	29	90	1441
	実施事業者数	547	193	152	56	29	82	1059
	割合	62.1%	88.5%	92.7%	94.9%	100.0%	91.1%	73.5%
H27からH28への割合の伸び(ポイント)		7.6%	4.9%	-1.5%	0.4%	0.0%	4.9%	6.1%

注)実施事業者数には実施中の事業者も含まれる

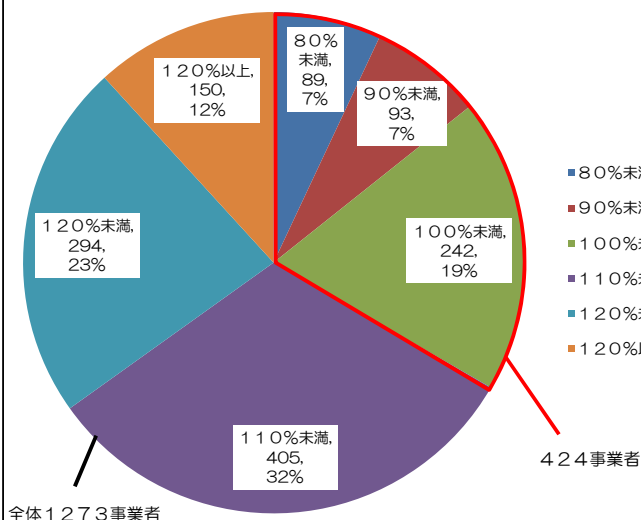
(平成29年1月末時点)

17

水道事業の経営状況

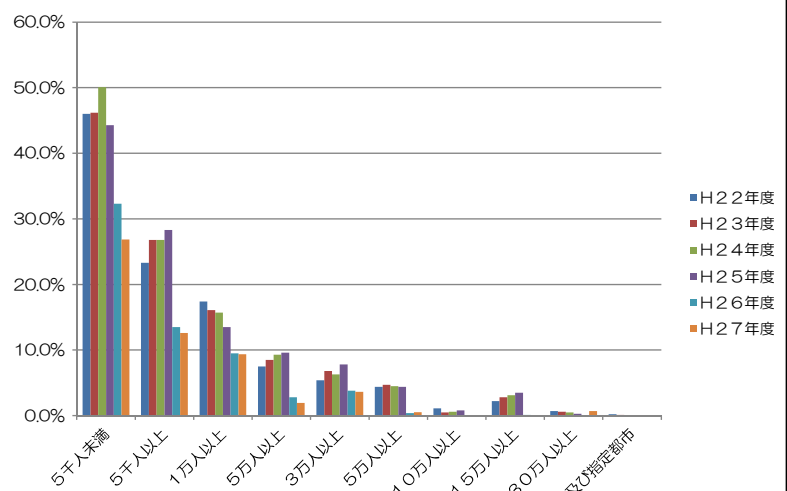
- 全体(1273決算対象事業)の内、約33%(424決算対象事業)で料金回収率が100%を下回っている
※料金回収率:給水に係る費用が給水収益でどの程度賄えているかの指標
(100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われている状況)
- 給水人口規模別では、政令指定都市以外のほぼ全ての事業者規模で累積欠損金が発生している
※累積欠損金:営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填できず、複数年度にわたって累積した損失(経営の健全性としては、累積欠損金比率は0%が求められる)

料金回収率 = 供給単価 / 給水原価



※「総務省 平成27年度 地方公営企業年鑑」より

累積欠損金比率(%) = 当年度未処理欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益)

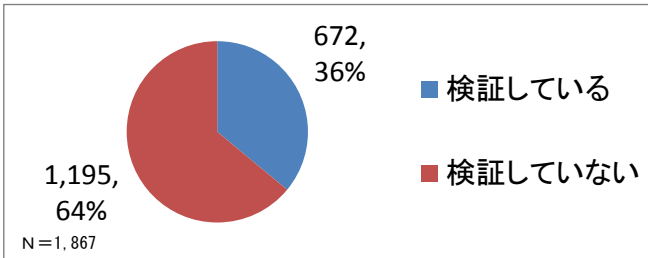


※「総務省 平成27年度 水道事業経営指標」より

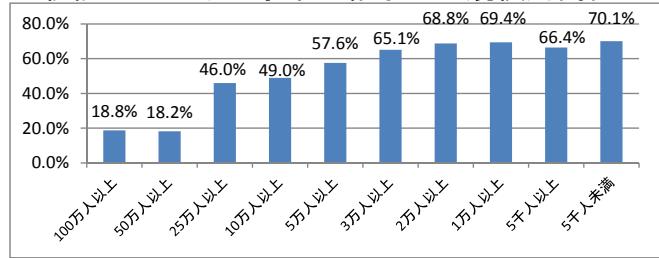
18

水道料金制度に関する実態調査 (平成29年7月厚生労働省・総務省調べ)

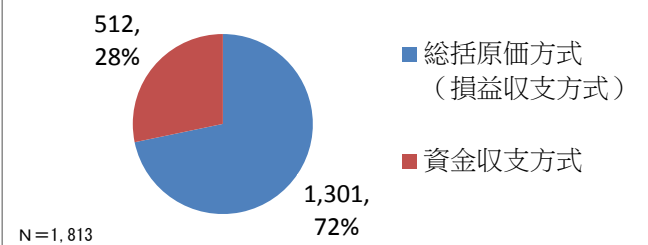
1. 料金改定の必要性の定期的な検証



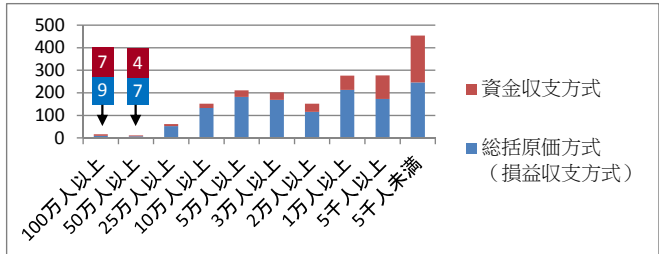
※検証していない事業の給水人口規模別割合



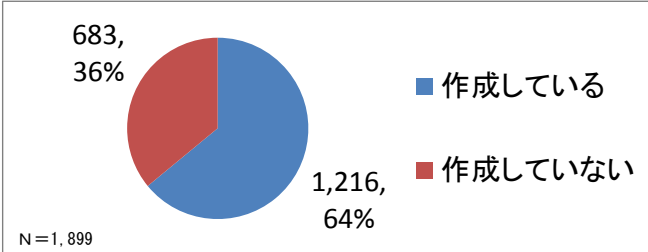
2. 料金原価の算定方式



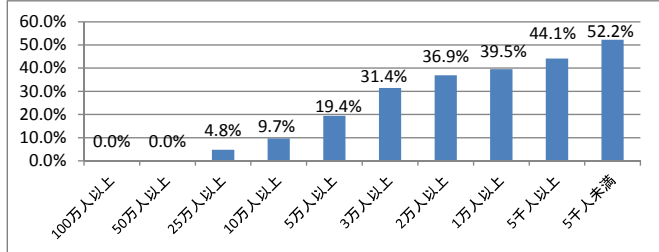
※料金原価の算出方法 (給水人口規模別事業者数)



3. 事業に係る収支の見通しの作成



※作成していない事業の給水人口規模別割合



19

広域連携の検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、**34道府県で協議会等の組織が設置**され、多様な形態の連携について検討が行われている。
- また、すでに東京都(都がほぼ一元的に水道事業を実施)を除く全ての道府県において、広域連携に関する検討体制は設置されている。

都道府県名	協議会等名称
北海道	地域別会議
青森県	青森県水道事業広域連携推進会議
岩手県	岩手県水道事業広域連携検討会及びブロック検討会
秋田県	人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会 水道事業の広域連携作業部会
山形県	水道事業のあり方検討会及びブロック検討会
茨城県	水道事業等の広域連携に係るブロック別会議
栃木県	市町村等水道事業広域連携等検討会
群馬県	群馬県水道ビジョン策定に係る広域化検討会
埼玉県	埼玉県水道広域化実施検討部会
神奈川県	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会
富山県	水道事業の経営合理化等に係る検討会
長野県	長野県水道ビジョン策定に向けた地域検討会
岐阜県	岐阜県東部上水道広域研究会
静岡県	行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会
愛知県	愛知県水道広域化研究会議
滋賀県	滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会
京都府	市町村水道事業連絡会議

都道府県名	協議会等名称
大阪府	広域化等基盤強化に係る意見交換会
兵庫県	兵庫県水道事業のあり方懇話会
和歌山県	水道事業懇談会
島根県	島根県水道事業の連携に関する検討会
岡山県	岡山県水道事業広域連携推進検討会
広島県	広島県水道事業推進会議
山口県	山口県水道事業広域連携検討会
徳島県	水道事業のあり方研究会
香川県	香川県広域水道事業体設立準備協議会
愛媛県	愛媛県水道事業経営健全化検討会
高知県	水道広域連携検討会
福岡県	水道広域化に向けた地区別検討会
佐賀県	佐賀県水道ビジョン策定委員会
大分県	水道事業の広域連携に関する検討会議
宮崎県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討部会
鹿児島県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会
沖縄県	沖縄県水道事業広域連携検討会

(出典) 平成29年8月厚生労働省水道課調べ

20

香川県の広域連携の検討状況

- ✓ 平成26年10月 香川県及び16市町が広域化方針を了承
- ✓ 平成30年4月 県と16市町で構成する企業団を設立し、水道事業を行う予定

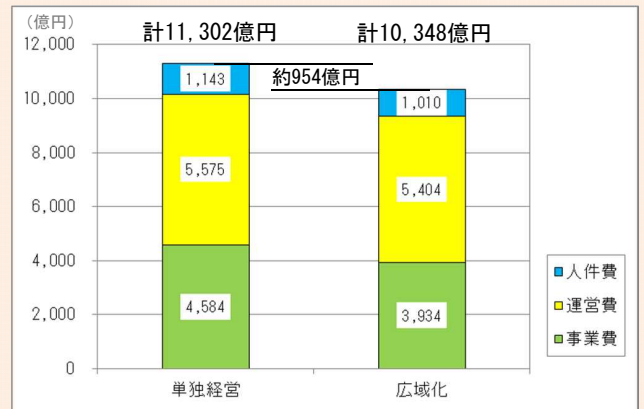
統合により期待される効果

① 単独経営よりも、水道料金の値上げ幅を抑制（全市町）



② 水道施設の統廃合により更新事業費を抑制（平成28年から平成55年で約954億円減）

浄水場数 上水道 55 → 26
(計画) 簡易水道 16 → 11



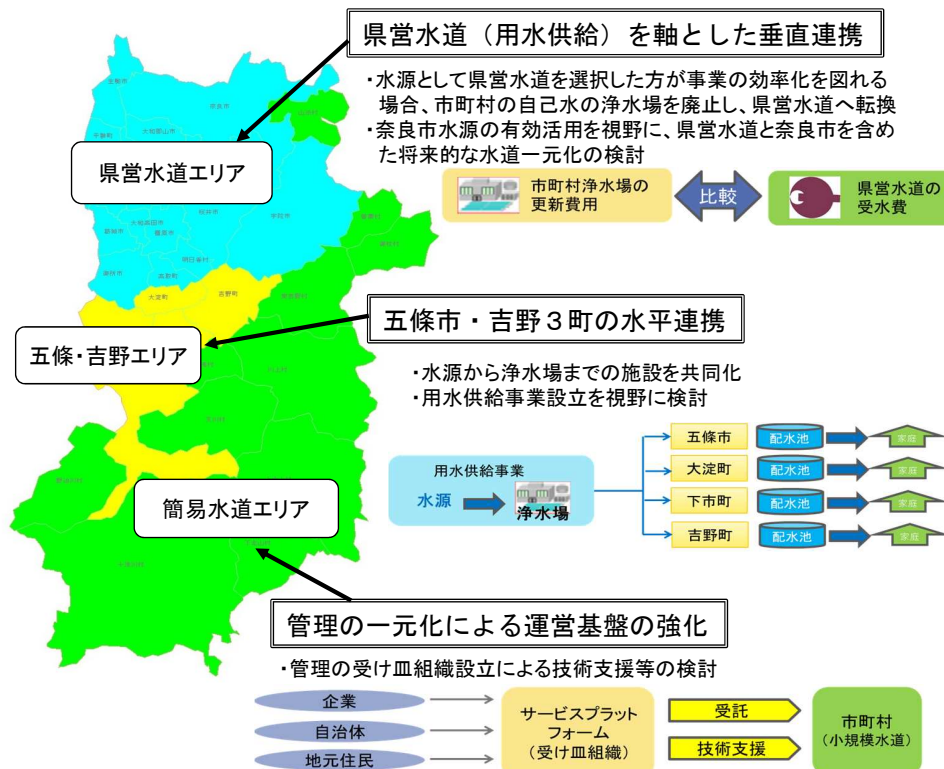
平成28年から平成55年までの運営費、事業費等

(出典)「広域水道事業及びその事業体に関する基本的事項のとりまとめ」、「香川県広域水道事業体設立準備協議会資料」を基に作成

21

奈良県の広域連携の検討状況

- ✓ 県内を3つのエリアに区分し、課題に応じた対応を検討中
- ✓ 県と全水道事業者で構成される「県域水道広域連携推進のための協議の場」を設置予定



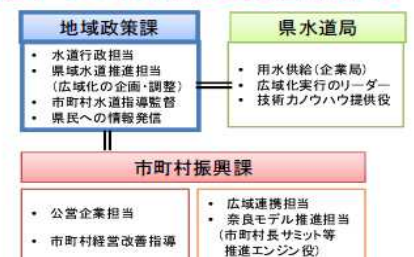
県域水道広域連携推進のための協議の場

<構成メンバー>

県：地域政策課、水道局業務課、市町村振興課
市町村：全水道事業者
※必要に応じて学識経験者をアドバイザーとして招聘

県域水道広域連携推進チーム

⇒県がリーダーシップを発揮して広域連携を進める



(出典)「平成28年度 第3回奈良県・市町村長サミット」、県提供資料を基に作成

22

水道事業における官民連携手法と取組状況

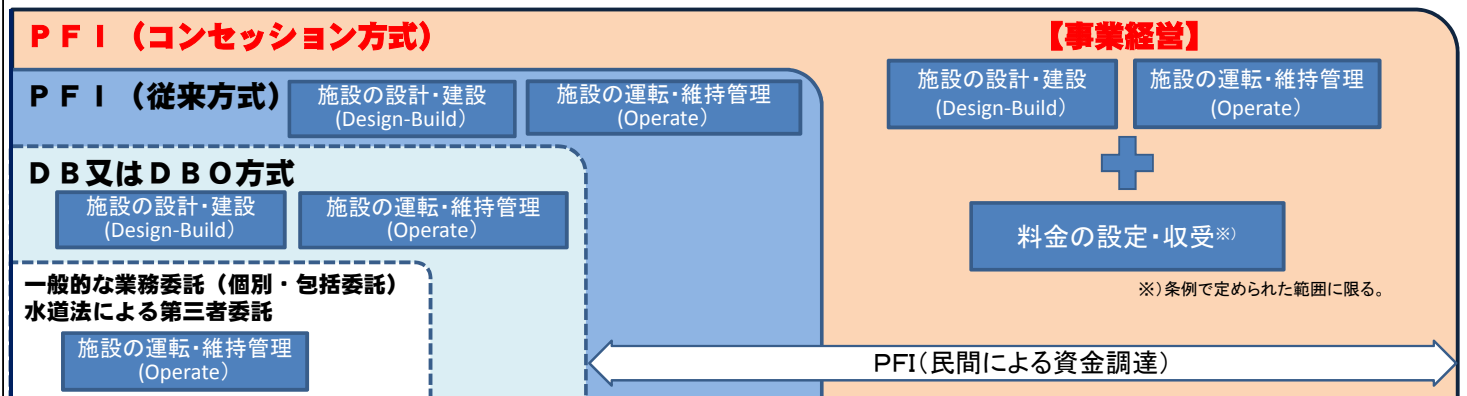
業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※及び「実施例」
一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)	○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある。	1589箇所(651事業者) 【うち、包括委託は、463箇所(141事業者)】
第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)	○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託	民間:142箇所(40事業者) 「箱根地区水道事業包括委託」 事業者:15箇所(11事業者) 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場の包括委託」ほか
DBO (Design Build Operate)	○地方自治体(水道事業者)が資金調達を担い、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託	6箇所(6事業者) 「大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業」ほか
PFI (Private Finance Initiative)	○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式	12箇所(8事業者) 「横浜市川井浄水場再整備事業」 「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業」ほか
公共施設等運営権方式(コンセッション方式)	○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設(水道事業の場合、水道施設)について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる方式	(未実施)

※平成28年度時点(厚生労働省調べ:調査対象は全国約1,607箇所の水道施設、915事業者)

23

水道事業における官民連携手法とメリット

■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲



民間の技術力 ～～ 資金調達 ～～ 経営ノウハウの活用

契約期間	3～5年が一般的	5～20年程度	20年程度	20年以上(他分野の例)
水道事業者	・専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用	・性能発注による民間のノウハウの活用 ・業務遂行のための人材の補完 ・長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減 ・PFIでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能		・民間の技術力や経営ノウハウを活かした 事業経営の改善 ・技術職員の高齢化や減少に対応した 人材確保・育成、技術の承継 ・民間の資金調達・運営権対価による 財政負担の軽減
民間企業	・運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能	・性能発注による裁量の拡大		・ 事業経営への参画が可能 ・事業運営についての 裁量の拡大 ・一定の範囲での 柔軟な料金設定 ・抵当権の設定による 資金調達の円滑化

24